

議案第62号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年6月15日

三朝町長 吉田秀光

- |         |   |
|---------|---|
| 1 財産の内容 | 三朝中学校視聴覚教室パソコンシステム一式<br>(内訳 サーバPC 2基、クライアントPC 38台、プリンター1台、<br>プロジェクター1台、ネットワーク機器1式) |
| 2 相手方   | 広島県広島市南区比治山本町11番20号<br>エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社中国支社<br>支社長 濱崎雅俊                    |
| 3 取得価格  | 金8,557,500円   |
| 4 取得目的  | 三朝中学校視聴覚教室のパソコン等整備  |